

料金後納
郵便

999-9999

〇〇県〇〇市XX町999-99
〇〇ビルディング

テスト 一郎 様



水道使用量のお知らせ

9999999999-999 9999-999-999-99 9999 (99999-99999)

米子市水道局お客さまセンター
〒683-0008 米子市車尾南2丁目8番1号
TEL(0859)32-9917

営業時間: 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
土、日、祝日、年末年始は休業です
お急ぎの場合は宿日直員が承ります
米子市水道局 代表 (0859)32-6111

・雨水等でぬれた場合には、十分に乾かしてから
はがしてください。

はがし口

水道使用量のお知らせ

下記のとおり、計量しましたのでお知らせいたします。

99年度8・9月分 999999 発行日 令和99年99月99日

使用場所
〇〇市〇〇町999-99
△△ビルディング
テスト 一郎 様

検針日: 令和99年99月99日 検針員: XXXXXX

お客さま番号	口径	メーター番号
999999	999 mm	XXXXXXXXXX

使用期間: 令和99年99月99日 ~ 令和99年99月99日

①今回指示数	999,999,999	今回使用水量 (①-②+③)	9,999,999 m ³
②前回指示数	999,999,999	前回使用水量	9,999,999 m ³
③メータ取替迄	9,999,999 m ³	前年同期使用水量	9,999,999 m ³

今回の請求予定額	
水道料金	999,999,999 円 うち消費税 (9,999,999) 円
下水道等使用料	999,999,999 円 うち消費税 (9,999,999) 円
合計金額	999,999,999 円 うち消費税(999,999,999) 円

T6-8000-2000-0884 @10%

口座振替予定日 令和99年99月99日

○下水道等使用料について
下水道等使用料とは、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、流通団地汚水処理場使用料のことを言います。
○不服申し立てについて
この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

※このはがきでは、納付することができません。

*****口座振替済済通知書*****

使用場所

***** 様

年度・月分	*****
口座振替	*****

使用期間: *****

内 訳	使用水量/下水道等排除汚水	水道料金/下水道等使用料
水 道	***** m ³	***** 円 (*****)
下 水 道	***** m ³	***** 円 (*****)

合計金額	***** 円 (*****)
------	--------------------

※()内は消費税相当額。

お問い合わせ先

米子市水道局お客さまセンター